

見直し概要

- ・路面復旧を舗装復旧に変更
- ・舗装復旧幅の改定
- ・舗装2層以上の場合の表層切削廃止
- ・舗装継目に舗装用防水テープの貼り付け追加
- ・既設舗装との接着性を確保するためジョイントタックを明記
- ・路盤及び舗装の接着性を確保するためプライムコート、タックコートを明記（標準散布量、均一散布等）
- ・車道幅員6m未満の生活道路における中心線の廃止に伴い、区画線復旧を変更し、センターラインの復旧を不要とし、今後は外側線のみとする。ただし、外側線が未設置の場合は復旧を要しない。第24条として追加して以下繰り下げ。
- ・オーバーカット端部から舗装の絶縁部分までの距離が1.0m以下となる場合は全幅舗装復旧を行う。
- ・復旧幅の算定にあたっては、影響範囲を掘削床から1:0.5として算定する
ただし、掘削深さが1.5mを超え、山留工を施す場合は掘削深さ1.5mを最大値として算出する。